

新たに任意継続被保険者になる皆様へ

三菱ケミカル健康保険組合

## 健康保険料の口座振替について

三菱ケミカル健康保険組合では、任意継続被保険者制度加入時に、明治安田収納ビジネスサービス株式会社の保険料口座振替サービスをお申し込みいただいております。

つきましては、次項の「保険料の口座振替手続き方法」をご参照のうえ、お手続きくださいますようお願いいたします。

なお、ご指定の金融機関によっては、事前に金融機関窓口でのお手続きが必要となりますのでご注意ください。

口座振替サービスをご利用いただくことで、保険料を手数料のご負担なく法律上の納付期限日である毎月 10 日までに三菱ケミカル健康保険組合に納付することができます。

口座振替日は納付期限日の前月 27 日（土日祝日の場合、翌営業日）となります。

### < 注意事項 >

- ◆口座振替日の翌日には必ずご自身で振替が完了していることをご確認ください。  
残高不足等により振替が未完の場合には、三菱ケミカル健康保険組合の指定口座に保険料をお振込み願います。（手数料はご負担願います。）
- ◆納付期限日までに保険料の納付が確認できなかった場合、任意継続被保険者の資格を喪失しますのでご注意ください。
- ◆指定された金融機関や手続きのタイミングによっては、初めて納めていただく保険料は三菱ケミカル健康保険組合の指定口座にお振込いただく場合がありますので予めご了承ください。（手数料はご負担願います。）

初回保険料の納付につきましては保険証送付時に同封のご案内をご確認ください。

# 保険料の口座振替手続き方法

この手続きには「預金口座振替依頼書（3枚複写の用紙）」が必要となります。  
必要な方は、以下までご連絡ください。

【連絡先】 退職前の保険証記号 1000・1001の方 ⇒ (株)法研中部  
退職前の保険証記号が上記以外の方 ⇒ 各社の健保担当者

## ◆ 初回保険料の納付について

ゆうちょ・ネット銀行 <u>以外</u> の金融機関を指定	ゆうちょ・ネット銀行を指定
<p>●原則、初回保険料より 貴方ご指定口座からの「口座振替」となります。</p> <p>※ただし、「資格取得日」、「必要書類が提出先に到着した日」によって、「振込」となる場合があります。</p>	<p>●初回保険料は、三菱ケミカル健康保険組合の指定口座に「振込」ください。</p> <p>※銀行窓口では手続きが行えないため、健保組合に預金口座振替依頼書をご提出いただきます。健保組合経由での口座振替手続完了までには1ヶ月程度を要します。</p>
<p>振込手数料はご負担願います。</p>	

## ◆ 手続きの方法 ※ご指定の金融機関によって異なります。

ゆうちょ・ネット銀行 <u>以外</u> の場合	ゆうちょ・ネット銀行の場合
<p>記入・捺印のうえ、 <u>金融機関の窓口でお手続きください。</u></p> <p>指定金融機関（他支店OK）へ 預金口座振替依頼書を持って行く</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>記入事項・金融機関お届け印に相違がないかを 確認してもらい、金融機関確認印を押印してもらう</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><u>1枚目：金融機関で受領していただく</u> 2枚目：資格取得申請書と一緒に提出 3枚目：本人控え</p>	<p>記入・捺印のうえ、</p> <p>1枚目： } 資格取得申請書と一緒に提出 2枚目： } 3枚目： 本人控え</p>